

発議案第7号

富津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年3月24日提出

提出者 富津市議会議員 平野明彦

賛成者	同	福原敏夫
	同	高梨良勝
	同	石井志郎
	同	岩本朗
	同	松原和江
	同	佐久間勇

富津市議会議長 鈴木幹雄様

提案理由

平成27年度に行政組織を改編することに伴い、常任委員会の所管に関する規定を整備するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市議会委員会条例の一部を改正する条例

富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中イを削り、ウからクまでをイからキまでとし、同項第2号ア中「事項」の次に「（環境衛生、公害対策、自然保護及び環境保全に関する事項を除く。）」を加え、同項第3号ア中「経済環境部」を「建設経済部」に改め、同号イ中「建設部」を「市民部」に改め、「事項」の次に「（環境衛生、公害対策、自然保護及び環境保全に関する事項に限る。）」を加える。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の富津市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の富津市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。